

駐車場使用契約書

2020年1月25日改訂

所在地						
物件名				駐車番号		
車種		車色		ナンバープレート		
契約期間	年 月 日より		年 月 日		(自動更新)	
使用料等	賃料月額(税込)		円	保証金		円
				仲介手数料(税込)		円

この契約の締結を証するため、本契約書一通を作成し当事者記名押印の上、乙が保有する。

西暦 年 月 日

甲（管理者） 住所 岐阜県各務原市鶴沼古市場町2丁目56番地3

氏名 株式会社 エステートさつき 代表取締役 稲垣 光晴 (印)

TEL 058-384-0236 メール info@2103044.com

乙（契約者） 〒 -

住所

フリガナ 氏名 (印)

連絡先 自宅 会社

携帯 メール

※使用者が契約者と異なる場合（間柄：)

〒 -

住所

フリガナ 氏名 (印)

連絡先 自宅 会社

携帯 メール

【月極駐車場使用における注意事項】

契約書によく目を通していただき、下記の点には特に注意していただきますようお願い致します。

◇支払いについて

使用料は、にお支払い願います。

◇保証金について

短期契約の場合、保証金のお預かりは致しません。

◇免責事項

駐車場で発生した車両等の損害については、一切責任を負えませんのでご了承下さい。

◇手数料について

・保管場所使用承諾証明書(車庫証明)発行…1,000円＋消費税

・その他証明書発行…1,000円＋消費税

●駐車場は契約者及び契約者家族のみ使用を許可し、それ以外の者の使用を禁ずる。

●契約時にご記入頂きました、住所・連絡先・登録車両などに変更があった場合は、当社へご一報下さい。

●万が一、無断駐車があった場合には、お手数ですが当社へご一報下さい。

管理者（以下「甲」という。）及び使用者（以下「乙」という。）は、標記に記載する駐車場（以下「本駐車場」という。）

の使用契約を以下の条項により締結する。

第1条 甲は乙に対し、標記表示の車輛を標記表示の場所に駐車することを認める。

第2条 契約期間は、標記表示の期間とする。ただし、期間満了に際し甲及び乙において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 使用料は標記表示金額とし、乙は標記表示の方法で支払うものとする。

2. 賃料は月極とし毎月1日から末日を1ヶ月単位とする。

ただし契約開始月のみ1ヶ月に満たない期間の賃料は、日割対象月の総日数を割り日割計算した額とする。

3. 甲は租税公課の増減、物価の変動等社会情勢及び経済事情により、賃料を変更する事が出来る。

第4条 乙は、標記に記載する保証金を甲通じて土地所有者に預け入れるものとする。

2. 甲は、本契約終了後、上記保証金を無利息の預り金として、乙から解約月の前月末までに解約の申し出をした場合、乙に全額返金するものとする。

第5条 乙は本駐車場の標記に表示する車輛以外の車輛を駐車することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 本駐車場内における乙の自動車の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責任を負わないものとする。

第7条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合、甲は、その管理に重大な過失がある場合を除き、乙に対して何らの補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第8条 本契約に伴う乙の権利は他に譲渡または転貸することはできない。

第9条 乙又はその関係者（同乗者を含む。）が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくは他に駐車中の自動車に損害を与えたときは、乙は直ちにその損害を与えた自動車の所有者はもとより、甲若しくは土地所有者に賠償しなければならない。

第10条 乙は本駐車場においては次の事項を守らなければならない。

(1) 引火性物品その他危険物を持ち込まないこと。

(2) 火気の取扱等をしないこと。

(3) 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等の駐車場内の秩序について、甲の指示に従うこと。

(4) 自動車の運転に当っては安全運転をすること。

(5) 甲の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡単な修理を除く）その他秩序を乱す行為は行わないこと。

(6) 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲に届け出ること。

(7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸い殻等を廃棄しないこと。

(8) 他の車の駐車位置を侵さないこと。

(9) その他甲の定める一般的な指示に従うこと。

第11条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに本駐車場の使用をやめなければならない。

(1) 乙が賃料の支払をしないとき。

(2) 近隣若しくは他の者に迷惑となるような行為があったとき。

(3) 本契約第5条の規定に従わず、他の自動車を駐車させたとき。

(4) その他本契約の条項の一に違反したとき。

2. 前項による契約解除が行われた場合、既に納入した賃料は返還しない。

第12条 本契約期間中に本契約を解約しようとするときは、甲は3ヶ月前までに乙に対し書面をもって、乙は1ヶ月前までに甲に対し電話かメールにて通知しなければならない。

乙からの当月解約の申し出の場合は甲を通じた土地所有者に解約違約金を支払う。またその額は使用料の1ヶ月分とする。

第13条 乙が車庫証明を必要とする場合は、標記事務処理費を自動車保管場所使用承諾書に添えて、甲に申し出るものとする。

2. 新規契約者が前項の申し出を行うときは、保証金、仲介手数料の他6ヶ月以上の賃料を前納していなければならない。

3. 車庫証明発行後、乙が本契約を解除するときは、乙は所管の警察署に保管場所変更届を提出しなければならない。

第14条 この契約に定めのない事項、ならびにこの契約に定める各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

[特約事項]

--